

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年 1月22日(月)

今週のことば

指定野菜

全国的に流通し、特に消費量が多く重要な野菜として現在14品目を国が指定。農水省は出荷量が増加しているブロッコリーを新たに加える方針で、追加は50年ぶり。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

1/22(月) 大安 納期特例を受けた源泉所得税の期限(石川・富山を除く)
23(火) 赤口
24(水) 先勝 経団連労使フォーラム
25(木) 友引
26(金) 先負 文化財防火デー、通常国会召集
27(土) 仏滅 国旗制定記念日
28(日) 大安

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/15(月)	35,902 △325	145.44 ▼0.30
16(火)	35,619 ▼282	146.15 ▼0.71
17(水)	35,478 ▼141	147.87 ▼1.72
18(木)	35,466 ▼12	147.76 △0.11
19(金)	35,963 △497	148.26 ▼0.50

医療費控除の適用を受ける場合は

1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が原則10万円(総所得金額等が200万円未満の場合は、その5%)を超える場合は、その超える部分の金額(最高200万円)を所得控除できる医療費控除の適用を受けることができます。なお、セルフメディケーション税制(特定のOTC医薬品の購入費が対象)との選択適用となります。

◆ 医療費控除の対象となる費用は

◎対象になる費用……* 医師等に支払う診療・治療の費用、* 入院費用(身の回り品の購入費用や自己都合で個室にした場合の差額ベッド代などは除く)、* 風邪などの治療に必要な医薬品の購入費、* 通院費用(電車等の交通機関を利用した場合に限る)、* 介護に係る一定の費用など、治療等に直接必要な費用が対象になります。

◎対象にならない費用……* 予防接種の費用、* 健康診断等の費用、* 疲労回復のためのマッサージ代、* 美容目的の歯列矯正など、病気予防や健康維持などを目的とした費用は対象外となります。

◎保険適用外の自由診療の場合……保険適用の有無に関わらず治療目的であれば原則、対象になります。

◎健診等で疾病が発見された場合……健診等の費用は対象外とされていますが、健診等で疾病が発見され治療する場合は、健診等の費用も対象になります。

◎医療費を補填する保険金等がある場合……入院給付金や高額療養費などの補填される金額がある場合は、対象となった医療費を限度として差し引きます。

◎未払いの医療費がある場合……その年中に実際に支払われた医療費が対象になるため、未払いの医療費は対象外となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201503

被災した取引先等に支援を行った場合

能登半島地震により多くの企業が被害を受けていますが、法人が取引関係の維持・回復のため、被災した取引先等に災害見舞金や事業用資産の提供等を行なった場合、その費用は寄附金又は交際費等に該当しない費用として損金に算入されます。

また、復旧支援として売掛金や貸付金等の債権を免除する場合や、既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦代金を減免する場合などは、免除等による損失を損金に算入できます。

なお、不特定又は多数の被災者に救援として自社製品等の提供を行った場合には、広告宣伝費に準ずるものとして損金になりますが、これは他から購入した物品等を提供する場合も含まれます。

ダイハツの生産停止による中小企業支援

経産省は、ダイハツ工業の生産停止により影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰り支援策として、全国に「ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口」を設置するとともに、直接・間接的に取引している事業者の売上等が一定以上減少することが見込まれる場合に、一般保証とは別枠で融資額を100%保証するセーフティネット保証2号を発動します。

また、日本公庫等ではセーフティネット貸付等を実施しています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

医療費控除の適用を受ける場合は

◆医療費控除の概要

医療費控除は、1年間（1月～12月）に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%）を超える場合に、その超えた部分の金額（最高200万円）を所得控除できる制度です（セルフメディケーション税制との選択適用）。

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を添付した確定申告書を提出する必要があります（領収書は5年間保存が必要）。

なお、健康保険組合等から発行される「医療費通知（医療費のお知らせ）」を添付する場合は、通知に記載されている医療費について明細書の記載を簡略化でき、領収書の保存も不要となります。

◆医療費控除の対象となる医療費の金額

◎医療費を補填する保険金等がある場合

生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費、出産育児一時金などの補填される金額は、その給付の目的となった医療費を限度として差し引く必要があります。引ききれない金額が生じた場合でも他の医療費からは差し引きません。

◎未払いの医療費

医療費控除の対象となる医療費は、治療を受けた年に関係なく、その年中に実際に支払われた金額に限られるため、未払いの医療費は実際に支払われるまで対象にはなりません。

◎クレジットカードにより支払う医療費

クレジットカード会社の引き落としの日ではなく、病院等への支払を精算した年の医療費控除の対象となります。なお、金利及び手数料相当分は医療費控除の対象になりません。

◆医療費控除の対象になる費用、対象にならない費用

医療費控除の対象となる医療費とは、医師や歯科医師等に支払う診療・治療の費用のほか、病院までの交通費、治療に必要な医薬品の購入費、介護に係る一定の費用などが対象となり、保険適用かどうかに関わらず自由診療であっても対象となります。

ただし、病気の予防や健康増進、美容のための費用や、病状に応じて一般的に支払われている金額を大きく上回る診療・治療の費用は対象になりません。

◎市販の医薬品の購入費用

風邪などを治療するための医薬品の購入費用は対象となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のための医薬品の購入費用は対象外です。

◎入院費用

入院の際の部屋代や食事代は対象になりますが、寝巻きや洗面具などの身の回り品の購入費用、医師等に対するお礼は対象外です。また、個室に入院した際の差額ベッド代は、病状などにより個室を使用する必要がある場合は対象ですが、本人や家族の都合で個室を使用する場合は対象外です。

◎通院のための交通費

バス、電車等の交通機関を利用した場合（子供の通院に付添が必要な場合などは付添人の交通費も含む）は対象になりますが、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金は対象外です。なお、タクシーは電車・バスが利用できない場合や急を要する場合以外は対象外です。

◎健康診断・人間ドック等の費用

疾病の治療を行うものではないので、原則として対象外となります。ただし、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、その疾病の治療を行った場合には、健康診断等の費用も対象となります。

◎歯の治療費

歯の治療のため、保険適用がない材料（金やポーセレンなどの一般的なもの）を使用した治療やインプラント治療の費用は対象になります。また、歯列矯正の費用は年齢や矯正の目的などからみて必要と認められる場合は対象になりますが、容ぼうを美化するための費用は対象外です。

◎マッサージ代やはり代

治療のためのマッサージ代やはり代は対象になりますが、健康維持の場合は対象外です。

◎出産に伴う費用

妊娠と診断されてからの定期検診や検査、入院などの費用は対象となります。

◎不妊症の治療費や人工授精の費用

医師による不妊症の治療費及び人工授精の費用は対象となります。